明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**七）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三六）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**三七）　二

○除籍が滅失した件（**法務**三六〇）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**三六一～三六三）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**三六四）　二

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（**厚生労働**三九五）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇六一～一〇六九）　三

○保安林の指定を解除する件（**同**一〇七〇～一〇七七）　四

○船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶職員養成施設を登録した件（**国土交通**八八二）　四

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**八八三）　五

○道路に関する件（**東北地方整備局**九三）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**二六九～二七四）　六

○自動車専用道路を指定し、及び指定を解除する件（**同**二七五）　六

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一八～一二〇）　七

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　財務省　農林水産省　七

〔官庁報告〕

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（同）　八

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　九

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　九

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（関東運輸局、九州同）　九

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、大井口土地改良区役員の退任、鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、建設業の営業の停止命令関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他

三

規　則

○会計検査院規則第七号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年八月六日

会計検査院長　西村　正紀

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄中「及び独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び株式会社産業革新機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社産業革新機構の成立の日から適用する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年八月六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
二八七六	二一、七、一七	幸村　俊哉
二八七七	二一、七、一七	吉田　尚是
二八七八	二一、七、一七	工藤　雅直
二八七九	二一、七、一七	酒井　宏
二八八〇	二一、七、一七	西方　和久
二八八一	二一、七、一七	飯盛　惠美
二八八二	二一、七、一七	唯山　重夫
二八八三	二一、七、一七	大森　英彦
二八八四	二一、七、一七	川口　直也
二八八五	二一、七、一七	吉田　彰宏
二八八六	二一、七、一七	工藤　道弘
二八八七	二一、七、一七	財津　康弘
二八八八	二一、七、一七	三浦　真一
二八八九	二一、七、一七	石田　孝
二八九〇	二一、七、一七	鮎川　純利
二八九一	二一、七、一七	髙橋　心也
二八九二	二一、七、一七	大丸　達也